

社会福祉法人東近江市社会福祉協議会  
次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

「共に生き、安心して暮らせる福祉のまちづくり」を基本理念に掲げる本会は、職員自らの生活の安定と充実により、笑顔で市民に福祉サービスが提供できる活気ある職場環境づくりの実現のため、すべての職員が仕事と家庭（子育て）を両立し、活躍できる雇用環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する。

1 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間

2 本会の課題と目標

- ・時間外勤務が常態化している部署、職員がいるため、健康で仕事と家庭を両立できる環境を整える。
- ・年次有給休暇を取得にくい部署、職員がいるため、取得しやすい環境を整える。
- ・男女とも仕事と家庭（子育て）を両立し、生き生きと働きがいをもって長期間勤務できる環境を整える。

3 内容

目標1 全職員の時間外勤務を月平均15時間以内にする。

【目標を達成するための方法と実施期間】

●令和7年4月～

- ・原因を分析し、時間外勤務削減を可能とする業務改善を行う。
- ・毎週水曜日の「ノー残業デイ」の徹底。

目標2 年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上及び夏季特別休暇を完全取得する。

【目標を達成するための方法と実施期間】

●令和7年4月～

- ・年次有給休暇及び夏季特別休暇の取得率について、安全衛生委員会で各部署の取得状況を報告する。
- ・取得率の不均衡をなくすため、各部署における勤務体制や業務分担の見直しを図り、取得しやすい工夫やフォロー体制を整える。

目標3 育児・介護休業等を取得しやすい環境づくりのため、職員への周知を年2回以上行う。

【目標を達成するための方法と実施期間】

●令和7年4月～

- ・制度等に関する説明資料を作成し、管理職会議等で説明を行う。
- ・育児・介護休業及び育児・介護短時間勤務に関する規則の周知を行う。